

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成27年12月22日（平成27年（行情）諮問第758号）

答申日：平成28年7月20日（平成28年度（行情）答申第205号）

事件名：特定資料に記載の「右論点整理」に該当する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「別添に記載されている『右論点整理』に該当する行政文書の全て。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、次の4文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、文書2の1頁（13行目及び14行目）の部分を開示すべきである。

文書1 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会 第3回非公式会合 議事次第

文書2 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」非公式会合 議事録（第3回非公式会合）

文書3 第3回非公式会合 卓上配布資料

文書4 第3回非公式会合 委員提供等資料

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成27年6月22日付け閣安保第305号により内閣官房国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し及び文書の再特定を求める。

2 審査請求の理由

（1）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）他にも文書が存在するものと思われる。

対象文書のタイトルどおり、論点を整理してまとめられたペーパーが存在するものと思われる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った「別添に記載されている『右論点整理』に

該当する行政文書の全て。」との行政文書開示請求に対して、処分庁において、法9条1項に基づき本件対象文書を特定し、原処分を行った。

2 本件対象文書について

本件開示請求に係る「右論点整理」とは、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）に関し、座長代理を中心とした少人数の委員等間での論点整理のことを指している。

本件対象文書は、上記論点整理について、今後の議論・検討作業のため、その状況を委員全員で共有するために開催された懇談会の第3回非公式会合で使用された資料である。

3 原処分の妥当性について

- (1) 文書2において不開示とした部分は、懇談会における議事録の議事部分であり、委員の間で率直な意見の交換を行うため、その運営方針において、議事要旨以外は議事を非公開とする旨規定されている。懇談会において非公開を前提に行われた議論を公にすることにより、委員の忌たんのない意見の内容が明らかとなり、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれや委員が一発言にまで論難されることをおそれる余り、専門的・技術的な観点から活発な議論が十分になされなくなるおそれがあったほか、今後、同種懇談会を開催する場合に学識経験者の協力を得ることが困難となり、懇談会における円滑な意見交換に支障を来すなど、懇談会に係る国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、法5条5号及び6号に該当するため不開示した。

- (2) 文書3は、公にしないことを前提とした文書であり、原処分時点においては、平和安全法制整備に関し、審議・検討中の情報であった。これを公にした場合、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあった。また、国会における平和安全法制の整備に係る円滑な審議への影響も懸念されたところである。

以上のことから、法5条5号及び6号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

さらに、本件審査請求を受け、再度検討したところ、原処分において不開示とした文書を公にした場合、最終的に取りまとめられた報告書の内容とは異なる内容やそれらを含む議論の詳細等が明らかになり、他国若しくは国際機関において想定しない誤解が惹起される可能性を否定できず、我が国の安全保障上、他国等との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

以上のことから、法5条5号及び6号に定める不開示情報に該当することはもとより、同条3号に定める不開示情報にも該当することが認められる。

- (3) 文書4は、委員の発言にかかる文書であり、特定の委員の忌たんのな

い意見の内容が明らかとなり、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれや委員が一発言にまで論難されることをおそれる余り、専門的・技術的な観点から活発な議論が十分になされなくなるおそれがあったほか、今後、同種懇談会を開催する場合に学識経験者の協力を得ることが困難となり、懇談会における円滑な意見交換に支障を来すなど、懇談会に係る国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、原処分時点においては、国会における平和安全法制の整備に係る円滑な審議への影響も懸念されたところである。

以上のことから、法5条5号及び6号に定める不開示情報に該当するため不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分における審査請求の理由として、

- (1) 「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」旨主張している。

しかしながら、上記3(1)ないし(3)のとおり、処分庁においては、対象となる文書について開示の是非を慎重に判断したと認められるところである。

- (2) 「論点を整理してまとめられたペーパーが存在するものと思われる」旨主張している。

しかしながら、審査請求人の主張する「論点を整理してまとめられたペーパー」に関する文書は、文書3に含まれ、それを不開示として処分したところであり、原処分は妥当であると認められるところである。

5 結語

以上のとおり、本件対象文書につき、法5条5号及び6号に該当するとして不開示とした決定は妥当であり、かつ同条3号にも該当することから、原処分は維持されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|-----------------------------------|
| ① | 平成27年12月22日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成28年1月19日 | 審議 |
| ④ | 同年6月27日 | 委員交代に伴う所要の手続の実施、
本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年7月15日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、懇談会に係る文書1ないし文書4である。

審査請求人は、原処分の取消しを求めるとともに、他にも文書が存在す

るものと思われる旨主張しており、諮問庁は、本件対象文書の不開示部分については、法5条3号の不開示理由を追加した上で、同条5号及び6号に該当するとして文書2ないし文書4の一部を不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件行政文書開示請求書には別件開示請求で開示された懇談会に係る文書が添付されており、同文書に「非公式会合開催理由」欄に「右論点整理の状況を委員全員で共有するための会合を開催する必要がある」との記載がされていることから、本件開示請求は懇談会に係る「右論点整理」に該当する行政文書の全てを求めるものである。

イ 懇談会とは、我が国周辺の安全保障環境が一層厳しさを増す中、それにふさわしい対応を可能とするよう安全保障の法的基盤を再構築する必要があるとの問題意識の下、集团的自衛権の問題を含めた、憲法との関係の整理につき研究を行うため、内閣総理大臣の下に開催されたものであり、有識者の委員（以下「委員」という。）により構成されている。

懇談会の第3回非公式会合は、少人数の委員等の間で行われていた論点整理の状況を委員全員で共有するために平成25年7月4日に開催された会合であり、静かな形で検討を進めるとの観点から、懇談会としてではなく、懇談会の非公式会合との位置付けで開催されたものである。

ウ 少人数の委員等の間で行われていた論点整理の状況を委員全員で共有したのが第3回非公式会合であったので、本件対象文書を本件請求文書に該当する文書として特定した。本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は保有していない。

(2) 諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、第3回非公式会合において、それまで少人数の委員等の間で行われた論点整理の状況を委員全員で共有したものであり、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、内閣官房国家安全保障局（以下「国家安全保障局」という。）において本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 文書2について

文書2のうち、下記に掲げる部分を除く不開示部分には、第3回非公式会合で議論された内容が具体的に記載されている。

当審査会事務局職員をして首相官邸ホームページを確認させたところ、懇談会は、議事を非公開とし、会議終了後、発言者名を付さない形で議事要旨を速やかに公開するという前提で開催され、当該議事要旨が各回ごとに掲載されており、また、非公式会合の議事については掲載されていないことが認められた。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、懇談会における参加者の暫定的な意見の内容が明らかとなり、懇談会における参加者の意見交換に支障を来すなど、懇談会に係る国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、文書2の1頁（13行目及び14行目）は、過去の開示請求において同種の情報が開示されており、これらを公にしたとしても、率直な意見交換が損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は懇談会に係る国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、法5条5号及び6号に該当せず、開示すべきである。

(2) 文書3について

文書3には、懇談会におけるこれまでの検討内容及び今後の論点に係る事項が具体的に記載されている。

当該文書は、これを公にすることにより、懇談会における有識者の暫定的な意見の内容が明らかとなり、今後同様の懇談会における有識者の意見交換に支障を来すなど、懇談会に係る国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 文書4について

文書4は、懇談会において議論される論点に対して委員から提出された意見である。

当該文書は、これを公にすることにより、特定の有識者の暫定的な意見の内容が明らかとなり、懇談会における有識者の意見交換に支障を来すなど、懇談会に係る国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定

し、その一部を法5条5号及び6号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条3号、5号及び6号に該当することから不開示とすべきとしていることについては、国家安全保障局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、文書2の1頁（13行目及び14行目）の部分は同条5号及び6号に該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第2部会）

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久